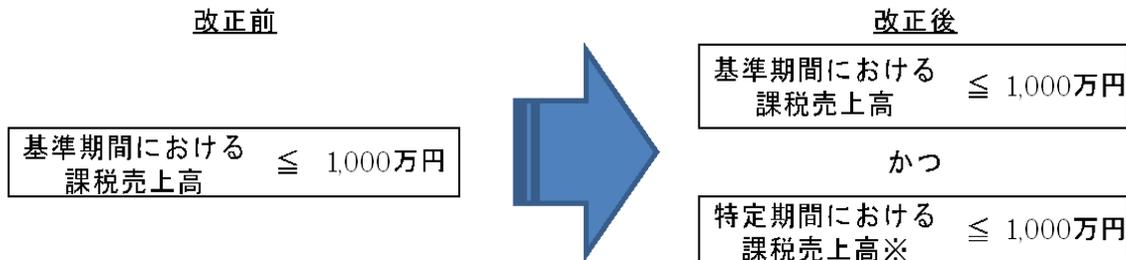


平成 25 年 1 月 1 日より消費税の納税義務要件が改定されました。

今までは、基準期間(前々年)の課税売上高が 1,000 万円を超えるか否かで消費税の納税義務者となるかどうかを判定していましたが、改正後はこれに加え、前年 1 月 1 日から 6 月 30 日間の課税売上高が 1,000 万円を超えるかどうかでも判定する。

内容 (消法 9 の 2①~⑤)

(1) 消費税の免税事業者について



※ ただし、特定期間においては給与等の支給額に置き換えて計算することができる。

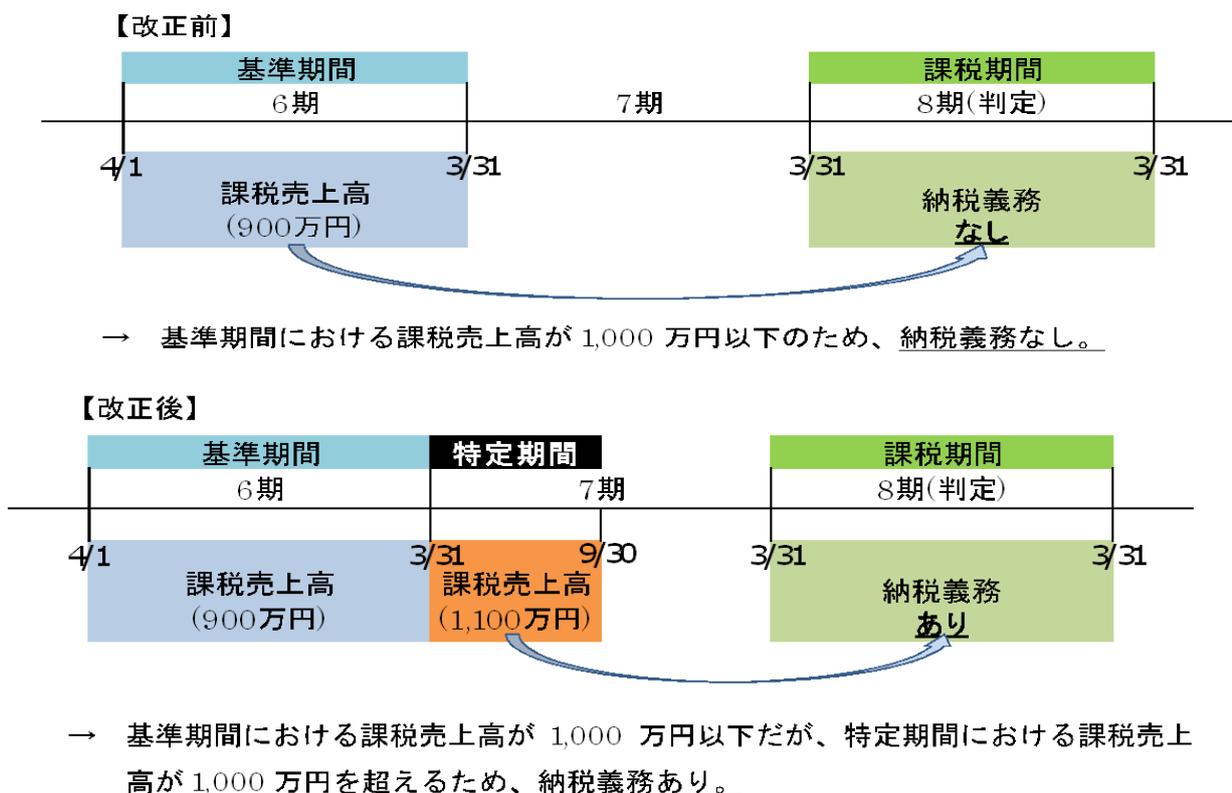
(2) 特定期間とは

- ・ 法人の特定期間とは、その事業年度の前事業年度（7ヶ月以下その他一定のものを除く※短期事業年度）がある法人 → 前事業年度開始の日以後6か月の期間をいう。
- ・ その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人  
→ その事業年度の前々事業年度開始の日以後、6か月の期間（その前々事業年度が6か月以下の場合には、その前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

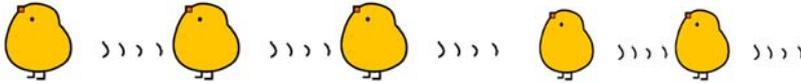
(3) 適用時期

平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用する。

具体例 法人の場合（1年決算法人）

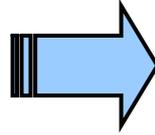


今後の、消費税の納税義務者の判定をしてみました。例：3/31 決算日の場合で



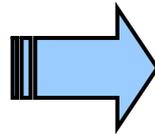
Q1 平成 24 年 3 月決算時、年間課税売上高は 1 千万円を超えなかったが、平成 24 年 4/1～9/30 までの課税売上高が 1 千万円を超えた。

※①給与等の支給額に置き換えて計算することができます。



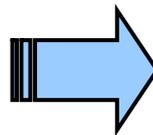
A. 平成 25 年 4/1 開始の事業年度は、消費税の納税者となります。簡易課税制度を選択する場合、平成 25 年 3/31 までに提出が必要です。

Q2 平成 24 年 7 月 1 日に資本金 100 万円で設立、平成 25 年 3/31 決算日の時、平成 24 年 7/1～12/31 までの課税売上高は 1,100 万円、期末までの 9 ヶ月間で課税売上高が 1,500 万円だった。



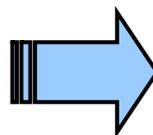
A. 平成 25 年 4/1 開始の事業年度は、免税事業者です。（前事業年度の課税売上高による判定はしません）  
※②平成 26 年 4/1 開始の事業年度は消費税の納税者となります。

Q3 平成 24 年 9 月 1 日に資本金 100 万円で設立、平成 25 年 3/31 決算日の時、7 ヶ月間で課税売上高が 700 万円だった。



A. 平成 25 年 4/1 開始の事業年度は、免税事業者です。  
平成 26 年 4/1 開始の事業年度が課税事業者となるかどうかは、平成 25 年 4/1～9/30 までの課税売上高が 1 千万円を超えているかいないかで判定します。※①

Q4 平成 24 年 11 月 1 日に資本金 100 万円で設立、平成 25 年 3/31 決算日の時、5 ヶ月間で課税売上高 400 万円だった。



※ ①4～9 月までの課税売上高が 1 千万円を超えているとき・課税売上高が計算できないときに、給与等の支給額を半年分の課税売上高とすることができます。

※ ②課税売上高を 1 年相当に換算すると、700 万/7 月\*12 月=1,200 となるため、課税事業者となります。

決算期の変更を行ったり、事業年度が不規則であるなど、上記条件にあてはまらない場合は、当事務所へお問い合わせください。

提供：三八城税理士法人・三八城サポート(有)

八戸市内丸 1 丁目 1-4 TEL0178-47-2870